

(仮称)久喜市自治基本条例策定 第3回 ワークショップ記録

日時	平成22年12月19日(日) 13:30~16:00
場所	久喜市役所4階 第4~6会議室
参加者	市民ワークショップメンバー: 44名 久喜市自治振興課: 7名 ㈱地域総合計画研究所: 5名
次第	1. 開会 2. 所属グループの検討 3. テーマ別グループ別検討の進め方 4. グループ別検討 5. グループ別検討結果の発表 6. 起草委員・策定審議会委員の選出 7. 閉会
配布資料	資料1 グループ分け(案) 資料2 テーマ別検討の進め方 資料3 スケジュール(案) 資料4 起草委員の選出について 資料5 策定審議会委員の選出について 資料6 テーマ別論点集 参考資料 自治基本条例項目比較表

○記録の要旨

1 開会

- ・ 配布資料の確認

2 所属グループの検討

- ・ 前回出していたいただいたテーマ希望者数の状況を説明し、テーマ・グループの変更の希望者を伺ったところ、数名の変更の申し出があり、概ね10名前後のグループ編成となる。

3 テーマ別グループ別検討の進め方

- ・ STEP2の進め方について、資料を基に説明を行う。(特段の意見はなし)
- ・ 今後のスケジュールのうち、3月20日を19日に変更する日程変更を提案、19日の9時30分からと決定する。
- ・ その他のスケジュールについても、午前開始の希望者が多かったため、今後は9時30分開始と決定する。ただし、開催会場については後日の周知となる。

4 グループ別検討

- ・ グループに分かれて、テーマ別に検討を行った。

5 グループ別検討結果の発表

- ・ グループの進行役による、検討内容の発表を行った。

6 起草委員・策定審議会委員の選出

- ・ はじめにグループから1名ずつ選出し、次に、旧1市3町と理科大から1名ずつ選出し、最後に、たたき台作成に関わりたい方の希望者を募り、合計13名の起草委員が選出される。
- ・ 閉会后に策定審議会の委員の選出を行った。

7 閉会

- ・ 次回の日時を確認し、会場については開催通知によりお知らせする。

久喜市自治基本条例策定 市民ワークショップ

第3回 グループ検討の記録

1. 「参加・協働」グループ

1. テーマについて

①「市民」について

【市民の定義】

- ・ 市民として、住民以外を参画させることを良しとするか。
- ・ 何らかの関わりがあるので、市民は広い範囲の方が良いのではないか。
- ・ 市民は、旧久喜市の自治基本条例にあるように、広い意味でよい。
- ・ 市内に足を踏み入れたら、全部「市民」ということか。
- ・ この条例に関わる人すべてとした方がよい。個々の例外は、それぞれに、その都度定めるということで。
- ・ 市民は、昼夜を問わず市内に居る人で、個人、法人、在学者などを問わない。ただし、住民投票等の個別案件は、その都度定める。

【市民の権利】

- ・ 市民の権利については、市政に関わる範囲内でのみ有する、とすべきではないか。

②「情報共有」について

【情報共有とは】

- ・ このワークショップでも、参加しない人にとっては、こういうことをやっているという情報は全くないと同じ状況である。順番にでも参加するような仕組みがなければ、情報共有にはならない。
- ・ ワークショップという言葉もよく分からないままに、ここに参加した。参加してみても、これほど大変なこととは思ってもみなかった。
- ・ 普段行政と関わりの薄い市民にとっては、情報を得る手段は少ない。

【情報開示】

- ・ ホームページや広報での情報提供では、「情報共有」に足りないのではないか。
- ・ 一方的に情報を発信しているだけでは、市民が情報を知りたいときに、知りたい情報を得られるだろうか。
- ・ 情報自体、住民に分かりやすいものになっているだろうか。
- ・ 今の「広報」は文字を詰め込みすぎである。
- ・ 合併による過渡期で、情報量が多い。何か工夫はできないのだろうか。
- ・ 分かりやすくするためには、写真や絵で表してもらいたい。

③「参加・協働」について

【参加とは】

- ・ 意思決定に関与する、とはどういうことなのだろう。
- ・ 政策や計画の立案に、市民が参加したことはあるのだろうか。

- ・ 予算が重要であると思うけれども、予算の決定に市民が関わる、参加するということはあるのだろうか。できるのだろうか。

【協働とは】

- ・ 公共の領域を担うこと。
- ・ 「久喜市は冷たい地域」という印象であったが、関わりだして、話をするようになって、少し印象が変わってきている。

【新しい公共とは】

- ・ どういうことなのか、分かりづらい。
- ・ 条例に取り入れる必要は無いと思う。
- ・ 「古くからの日本の地域や民間の中にあつたが」とか、「公共の領域」という言葉はあいまいであり、内容がはっきりしないままに、条例に取り入れることは良くない。

2. その他（進め方等について）

【自治基本条例のかたち】

- ・ ワークショップで何を決めればよいのか、分からない。
- ・ ここで話し合ったことが、自治基本条例でどうなっていくのか、分からない。（イメージが掴みきれない。）
- ・ 旧久喜市自治基本条例は分かりやすくできていると思う。それを、さらに分かりやすいものにすれば良い（のだろう）。
- ・ 普通の言葉で話していることでも、書くと難しくなる。
- ・ 読んで、分かりやすい条例にしたい。
- ・ これから作る「自治基本条例」は、絵解き、絵入りとすることはできないだろうか。

2. 「地域コミュニティ」グループ

1. テーマについて

①コミュニティの考え方

【コミュニティの捉え方】

- ・ 地域での活動や全市的に行っている活動があり、コミュニティの概念を広く捉えることが必要。
- ・ 住民だけでなく地域にある大学などの社会資源を含めてコミュニティを考える。
- ・ コミュニティとは市民が、住みよい、住みたいまちづくりを行うための手段。
- ・ 今暮らしている地域をより良くすることを目的に市民が活動する組織。

【地域型コミュニティの特徴】

- ・ 新しく住んできた人たちが地域になじめる地域社会にする。
- ・ メリットは、全ての項目（防災、福祉等）を行うので、個々のつながりが強固、信頼性が高い。
- ・ デメリットは、全ての項目に対応するので、実際の取り組み、運用が浅くなる。

【テーマ型コミュニティの特徴】

- ・ メリットは、地域の枠を超え同じ目標を持つ人で形成されるので、より専門性が高い取り組みや運用が期待できる。
- ・ デメリットとして、地域的なつながりがなく、テーマでつながっているため、人と人とのつながりが弱い面がある。
- ・ 子育てや教育など、幅広い活動があり、その力を地域社会づくりに活かしていくことが必要。

②久喜市のコミュニティの定義

- ・ 地域型コミュニティのみでは閉鎖的になるため、テーマごとのコミュニティもある。他と他の地域や団体（理科大や平成国際大学など）の方も参加しやすいコミュニティが久喜市のコミュニティ。
- ・ 市民はそれぞれの地域に対する思いが強いので、地域特性を生かした地域コミュニティの重視が必要。
- ・ 新久喜市では地域型、テーマ型の両方を対象にコミュニティを考えるが、地域型を重視したコミュニティ形成が良いと思う。
- ・ 市で制定する自治基本条例になるため、その地域内のことを決めることが重視される。地域コミュニティを重視しながら、テーマ型コミュニティも必要であるため、地域型とテーマ型の比重を6：4、または7：3の比重で進めたらどうか。
- ・ 地域型コミュニティとテーマ型コミュニティが協働などで融合すること。
- ・ コミュニティという新たな組織に既存の組織が組み込まれるようなものは、反発があるので、ネットワークづくりを主眼にする。

③コミュニティの性格・役割

【性格】

- ・ 自由参加。活動は強制でないことが大事。
- ・ 自主・自律的な組織・集団。
- ・ 住みよい街づくりを行う人と人との絆を土台としたもの。

【役割】

- ・ 学びの場。
- ・ ふれあいの場。
- ・ コミュニティ祭りなど、行政と住民の協働を行う。
- ・ 人と人とのつながりを強める。
- ・ 防犯美化運動。
- ・ 地域で子どもたちがいろいろなことに参加でき、子育て支援が出来る社会を作ること。
- ・ ふれあい
- ・ 子どもたちの登下校を見守る。（パトロール、緊急避難）
- ・ 合併前は下水道排水溝掃除は行政がしていて、合併してからは地域で対応するようになるなど、今までの自治会・町会がやってきたことと、合併してから地域組織でやる役割が変わってきていて、それが良く把握できず住民は戸惑っている。

④コミュニティの支援方策

【コミュニティの推進方策】

- ・ 個々の市民活動組織はそれぞれ独自に活動しているので、その組織をつなげることが重視する。
- ・ 久喜市のコミュニティ活動の課題は、市民の多様な活動をネットワークで結ぶことにより、活性化することと思われる。
- ・ 古くからの居住者と転入した新しい居住者とのつながりを深めるコミュニティの場を設ける。
- ・ 市民が話し合う場と機会があることが大切。（コミュニティ協議会のようなもの）
- ・ 地域の課題についての話し合いが大切。
- ・ 身近なところでみんなが集まれるハードの整備が必要。学校（小・中学校）の空き教室が利用できないか。

【コミュニティ活動への支援】

- ・ コミュニティ活動には資金が必要。市からの補助、予算確保が課題。
- ・ 地域コミュニティの熟成を図るため、行政と連携して、施設の運営・管理、情報発信、補助金などの支援が必要。
- ・ 市は、コミュニティ活動を阻害する要因を取り除くよう努力する。

【市との関係】

- ・ コミュニティ活動は自主性があるので、全てのコミュニティがどこまで行政に参加できるのか。

【人材育成】

- ・ リーダーの育成方法を考える必要がある。

【地域特性】

- ・ 市民活動の状況は地域により差があるので、全体を底上げする支援が必要だ。
- ・ 地域の範囲をどう決めるかは課題。
- ・ 温度差がある地域の進め方は問題。旧鷲宮町ではコミュニティ協議会が作られている。メンバーは区長が推薦するなどの取り決めがあるが、そのような地域とそうでない地域とが、どのようにしてコミュニティを推進していくかは課題である。
- ・ 久喜地区では、60位の団体がコミュニティ協議会に入り、組織づくりが進んでいる。

3. 「行政」グループ

1. テーマについて

①行政（執行機関）について

【透明性】

- ・ 無駄のない行政運営の為にも行政の透明性が必要。
- ・ 現状把握と分析、行政評価の公表が必要。

【説明責任】

- ・ 行政目線の説明ではなく、市民目線の説明が必要。
- ・ 行政の透明性を確保するためにも、行政が説明責任を果たさなければならない。

【情報公開】

- ・ 開かれた行政になってもらいたい。
- ・ 数字の羅列やトリックではなく、市民に分かりやすく簡潔に情報公開し説明すること。
- ・ 市政運営の企画立案時点から情報を公開する。
- ・ 行政には市民側に知らせたくない情報があるのではないか。
- ・ 時代はIT化であるが、市民にとってIT行政がどれだけの意味があるのだろうか。

【行政評価】

- ・ 執行事業の評価方法に市民を参加させるべき。
- ・ 計画の目標に対して実施の結果を評価し、その行政評価結果を公表する。

【財政】

- ・ 豊かな行政づくりのために税収入の手段を考えてほしい。
- ・ 予算編成を税収から決めるのではなく、必要なサービスを決めてから、税金の額を決める方法もある（必要なことをきめてから税を決める）。
- ・ 工業用地や優良企業の誘致を計画するなど、税収の収入源の確保に努めてほしい。
- ・ 久喜の地域の特色を活かしたイベントやお祭りを実施すれば観光客などを呼べる。

【計画性】

- ・ その場しのぎではなく、きちんとした計画性を持って市政を運営してほしい。
- ・ 予算や市政の方向性を明確に打ち出した方が良い。

【久喜の特徴】

- ・ 久喜の地域性と特色（カラー）を活かして強調して欲しい。
- ・ 久喜の地域の特色を活かしたイベントを実施する。
- ・ 守る「ディフェンス」のまちではなく、積極的なまちであってほしい。

②市民参加について

【参画と協働】

- ・ 「協働」ではなく「共同」という言葉を使った方が良い。
- ・ はじめから参加する「参画」の言葉を使いたい。
- ・ 市民目線、市民の目を入れるのが大切である。

【公募委員・市民参加の方法】

- ・ 審議会等に一般市民を多く入れてほしい。
- ・ 審議会等での学識経験者やイエスマンは要らない。
- ・ 公募市民の枠を拡大させる。
- ・ 公募委員を多数応募しても市民の応募がないと意味がない。
- ・ 多数の公募に市民が応募しないときは市民側にも問題がある（全て行政が悪いわけではない）。
- ・ 行政に良い意味でのアリバイを作ってほしい。多数公募しても市民側からの応募がない場合などはそのアリバイとなり、市民側も変わるきっかけとなれる。
- ・ 公募させるには市民への教育が必要である。そのことについて、丁寧に説明して公募した方が良い。
- ・ 公募委員は、実際に手を上げた者のみである。

- ・ 市政における市民参加の手段が不透明。裁判員制度のような方法による市民参加を行った方が良い。

【政策形成過程への市民参加】

- ・ 市政の立案から決定までの各段階において市民を入れてほしい。
- ・ 継続事業は別としても新規事業では最初から市民を入れる。
- ・ 何をしたかの結果ではなく、そこまでの過程、プロセスが大切。

③市長について

【リーダーシップ】

- ・ 市長は政治家であるため、事務は副市長以下に任せ、県知事や県庁幹部と積極的に交流を図り、久喜市のPRや予算獲得に全力を挙げてほしい。
- ・ 市長のマンネリ化も問題である（合併後の無投票はいかかなものだったか）。

【予算決定】

- ・ 市長直轄の機関として、財政や行政サービスの方針を決める諮問機関を作り、そこで市政の方針を決めてから予算編成を行う。

④職員について

【能力の向上】

- ・ 管理職に向こう3年間の市政を計画させてその能力を上げる。
- ・ 半年に1回、自ら立てた計画に対する施策を提出させて、その成果を検証する。

2. その他（進め方等について）

【条例の位置づけ・全体的内容】

- ・ 罰則規定がないと意味がない。絵に描いた餅にはさせたくない。
- ・ 条例ができてでも実現できなければ意味がない。
- ・ この条例は最高規範とのことだが、市の総合振興計画との整合性はどうなるのか。この条例と総合振興計画の整合性をきちんと取ってほしい。
- ・ 旧条例は良くできているが、その中でどうこのワークショップで関わっていったらよいか。
- ・ この条例は誰が守るべき条例なのか。

【その他の個別的意見】

- ・ 起草委員から策定審議会に多くの人数を入れてほしい。
- ・ 国、県、市がやることを決めないと始まらない。
- ・ 合併後に広報が月2回となったが経費がかかるのではないか。
- ・ 休耕地の活用が必要。

4. 「議会」グループ

1. テーマについて

①議会基本条例と自治基本条例の関係

【二つの条例の関係性】

- ・ 旧久喜市議会では議会基本条例を策定したが、議会基本条例と自治基本条例はどのような関係にあるのか、あるいはどちらが上位の条例として位置づけられるのか。
- ・ 市民からの立場からすると、議会基本条例の上位にあるのが自治基本条例であると考えられる。

【今後の議会基本条例策定の動き】

- ・ 合併後の久喜市議会では議会基本条例を策定する動きがあるのかを知りたい。

②市民と議会・議員との関係

(1)市民と議会・議員との交流

【市民と議員との交流の機会を】

- ・ 議員と市民との間には隔たりがある。議員と市民とが話し合う、交流する機会や場が必要だ。
- ・ 議員は、市民の意見を反映するため、市民との話し合いや交流する機会を多く持つ必要がある。

【ワークショップ形式で市民と議員との交流を】

- ・ 本日のようなワークショップ形式で、市民と議員との意見交換を持つ機会があるとよい。

(2)市民の議会への関り方

【市民の議会への責務】

- ・ 市民は議会についての本来あるべき正しい姿を学び、知る必要がある。また、市民は議員の動きや議会の実態を知る必要がある。
- ・ 市民は議会運営が適正に行われているか、精査・チェックする事が必要である。また、チェックは市民を含めた第三者的な機関で行われる必要がある。

【市民の議会への参加】

- ・ 議会に対して、市民は書類で意見を述べるだけに止まらず、直接発言し“物申す”ようなことができる仕組みが必要だ。

③議会の動き、情報

(1)分かりにくい議会の動き

【市民に分かりやすい議会情報を】

- ・ 議会の動きが分かりにくい。また、市民の意見がどのように反映されているのかも分かりにくい。中学生にでも分かるような議会からの情報伝達が必要だ。
- ・ 議会からの情報は、市民に興味を持たせるような情報媒体として工夫してほしい。

(2)事前報告と結果報告

【議員は事前報告を】

- ・ 議員は“何をしたか”の結果ではなく、これから“何をするか、したいか”の事前報告を市民にすべきだ。

【議会の結果報告】

- ・ 議会は、議会としての結果報告、民間企業の決算報告書的な報告が必要だ。
- ・ 議会の結果報告は、事業の評価、事業の対費用効果等についての評価が必要だ。

④議会、議員の役割

(1)議会は立法機関

【市長と対等な関係を】

- ・ 議会は有権者の投票によって選出された議員としての立法機関であり、その権能は行政の長と同格だ。従って、議員は意識をしっかりとって、市長と対等に討論、議論をすべきだ。
- ・ 行政と議会との関係の実態は、議会が行政の追認機関のような役割を果たしている、と懸念される。

(2)議員の市財政に対する責務

【豊かな市財政へ】

- ・ 議員は、市の財政収入をどのようにしたら増えるか、その方法等を検討すべきだ。

【健全、適正な市財政へ】

- ・ 議員は、入札制度等、適正で合理的な財政支出の運営がなされているかを検討すべきだ。

⑤議員の資質、能力、定数

(1)議員の資質、能力

【議員の資質、能力向上は市民との話し合いから】

- ・ 議会のレベルは、議員の能力や資質にかかっている。一人一人の議員の能力や資質の向上が必要である。そのために、議員の行動規範や議員活動の視点をしっかりしたものとする必要がある。
- ・ 議員の行動規範や議員活動の視点は、本来、市民との話し合いを通して、市民の立場や市民感覚の中から醸成されるものだ。
- ・ 議員の研修旅行は、議員個人の研修であるならば本来個人が自費で行くべきものだ。また、国際的な課題や国家的な課題についての研修は、市レベルからはそれ程重要な課題でないものも多くある。議員の研修旅行についての検討が必要だ。
- ・ 議員に対しての市民からの“通信簿”的なチェックが必要であり、そうしたチェック行為を通して、議員の資質も高まる事が考えられる。

(2)議員の定数

【最少人数で効率的な議会運営】

- ・ 最少人数で効率的な議会運営をすることが求められており、議員数が適正であるか否かの検証が必要である。

2. その他（進め方等について）

【議会部会と議員との意見交換】

- ・ 議会について検討する部会として、議員との意見交換の場を持ちたい。
- ・ 地方自治体の議会議員の定数はどのように決められるのか、その根拠となる資料が欲しい。

5. 「条例の実効性担保・運用、住民投票」グループ

1. テーマについて

①条例の普及

【普及啓発活動の必要性】

- ・一部の市民ではなく、多くの市民に自治基本条例を浸透させることが必要だ。自治基本条例そのものを知らない市民の方が多いのではないか。
- ・市民に可能性を知らせる事が必要だ。

【多様な手法】

- ・広報をもう少し効果的に活用すべきだ。
- ・市議会をテレビ中継すべきだ。
- ・インターネットで動画を見ることができるようになったらどうか。
- ・議会の録画DVDを貸し出したらどうか。
- ・手段を限定せずに、若い人や高齢者など対象ごとに手法を変えたらどうか。

【分かりやすい表現が必要】

- ・条例の普及は市民に分かりやすいように、具体例やイラストを用いるべきだ。
- ・普及のために町会ごとに会を開いても、本当に関心のない人は行かないので、各世帯に1冊小冊子を配布して、関心を持ったときにすぐに読んでもらえるような環境を作ることが大切だ。

【自治会単位で普及啓発活動を行う】

- ・自治会単位ごとに細かく普及活動が必要だ。パンフレットを配布するだけではなく、様々な手段を用いる必要がある。

②条例の見直し

【期限の明記】

- ・見直しは期限を明記すべき。
- ・plan-do-seeというサイクルがある。時代によって相応しい条例があると思うので、見直しは必要ではないか。期間を設定してしまうと逆にそれまでは見直しの必要がないと思われて、先送りにされる可能性があるので、やはり必要に応じて時代にふさわしい条例の見直しは必要なのではないか。
- ・条例の見直しは基本的に必要あるのか。
- ・見直しは世の中の状況に応じて、必要な時に見直すべきだ。
- ・委員会みたいな検証する人たちを設け、必要がある時に見直すことが必要だ。
- ・条例は時代に応じて変えることも必要。見直しは必要。見直す時のやり方を工夫すべきだ。
- ・「必要に応じて」は見直さないと一緒なので、年限を区切るべきだ。

【運用状況の検証】

- ・運用状況の検証は必要であり、委員会を作り検証し、見直しが必要かを話し合う。
- ・必要に応じて改正すべき。見直し時期を明記することも必要（環境が変化するため）

【見直しの主体】

- ・見直す主体を明記するべきだ。

- ・ 検証を行う組織を作るべきだ。
- ・ 検証結果を受けて改正するのであれば、条例改正についての住民投票を行うべきだ。
- ・ 自治基本条例の実効性を確保するために、自治基本条例委員会を設置すべきである。

【検証組織の運営】

- ・ 組織に絶対的な権限を持たせるべきだ。
- ・ 自治基本条例委員会は、市長の諮問がなくても条例の検証等の作業を主体的に行える体制とすべきだ。

【検証組織のメンバー構成】

- ・ 検討組織に市民参加は原則。
- ・ 検討組織には、市民を無作為で抽出してメンバーとしたらどうか。
- ・ 抽出型は、呼ばれても内容が分からない人も多いので、学識等も必要。
- ・ 学識の見定めも必要だ。学識も立場の違う与党と野党が必要だ。
- ・ 学識がいると上から目線で困る。学識に多数決で勝てる人数割合とすべき。
- ・ 議員が入っても良いのではないか。
- ・ 同じような顔ばかり集まる

【旧久喜市の自治基本条例委員会について】

- ・ 旧久喜の委員会が開催されたことはあるのか。
- ・ 市長からの諮問を受けて開催されることになっていたが、一度も諮問が出されたことがないので、開催されていない。

③住民投票

【住民投票の必要性について】

- ・ 市長及び議員は選挙で選ばれた人であり、基本的に住民代表なので、その人たちで話し合えば良いのでは。
- ・ 住民投票を行いたい事柄についての議員の意向は、選挙の時には分からない事が多いのではないか。
- ・ マニフェストを見て、あえて選挙に行かない人たちが、特に若い世代に多いので、首長や議員の選挙だけでは判断できないのではないか。

【個別方と常設型の検討】

- ・ 住民投票が必要だと思っても、市議会で否決されてしまうようでは意見が反映できないようなので、広島市のように定めてみるのはどうか。
- ・ 個別型では住民の意見が反映されないのではないか。
- ・ 常設型とすべきと思う。旧久喜市の条例になかったので合併という重大事項も未実施だった。
- ・ 旧久喜市の条例では「実施することができる」としているが、都合でとしか思えない理由づけでやらなかったのが常設型とすべきだ。
- ・ 常設型が良いのでは。個別型による議会での否決は50分の1の意思の否決と同じだ。
- ・ 常設型とした場合の乱用に歯止めをかける方法はあるのか。
- ・ 住民投票実施に伴う経費はどのくらいか。その経費を削減するためにはどうしたらよいか。

- ・ 制度の濫用は条例で規制出来ないか。頻繁に実施すると経費負担がかかる。そもそも濫用されないような制度とすれば起こらない必要経費ではないか。
- ・ 常設型のデメリットで制度の濫用を招く恐れがあるとしているが、それまでにそういうことがあったのか。
- ・ どの様な場面で住民投票が必要かイメージ必要。住民投票にかける意見は、地域の個別の事柄についてではないと思われる。
- ・ 第3の手法を作ることができるのか。個別型と常設型のいいとこどりができるか。もし、どちらかを選ぶのであれば、より住民の意思を反映できる内容に変更して作る。
- ・ 久喜市では個別型と常設型のどちらが合うのかを話し合う。

2. その他（進め方等について）

【地域の意向の施政への反映】

- ・ 地域に議員がいるかどうかで、地域の意見の反映具合が異なると思われる。
- ・ 自治会等の地域コミュニティに参加することで、自分の意思はある程度市政に反映されるのではないか。
- ・ 意見箱を設ける必要がある。
- ・ どの課に言えばよいか分からないので、何らかの仕組みが必要だ。

【検討すべき課題】

- ・ 住民投票を設ける場合の課題の抽出。
- ・ 第3の方法について検討するために、制度の勉強をすべき。
- ・ 個別型と常設型の事例について。
- ・ 普及啓発についての参考になる事例について。